平成２１年（フ）第８０６号
奈良県桜井市大字忍阪12番地の２
債務者　百地　　寛
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１３号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字壱町割１番地４　富吉住宅613号
債務者　寺地アンデルソンこと　ＴＥＲＡＧＩ　ＡＮＤＥＲＳＯＮ　ＳＩＬＶＡ
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７号
沖縄県浦添市西原３丁目15番２号　エバグリーンハウス102号
債務者　高良　健悟
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５１５号
沖縄県那覇市三原１丁目18番18―302号　富原園芸マンション
債務者　石井　菜央
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５３１号
沖縄県島尻郡南風原町字本部485番地の５
大信マンションＡ―305
債務者　今村　勝彦
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５４０号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目15番17号　なぎさ荘Ｃ―２号
債務者　親川　敦子（旧姓真栄田）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５９号
宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼２丁目１番地10　フルーチェ南佐沼Ｂ号室
債務者　菊田　政幸
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第６０号
宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼２丁目１番地10　フルーチェ南佐沼Ｂ号室
債務者　菊田美和子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第６４号
宮城県登米市中田町浅水字上川面19番地
債務者　橘　　大介
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１１１５号
熊本市清水東町２番82号
債務者　古閑　幸雄
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２００号
熊本市戸島西１丁目31―29　コーポ旭201、住民票上の住所熊本市戸島西１丁目29番33―307号
債務者　上田　文枝
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１号
熊本県球磨郡あさぎり町岡原南1169番地
債務者　森下惠津子（旧姓尾方）
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第８８３号
愛知県豊田市足助町本町37番地
債務者　西田又紀二
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７号
愛知県豊田市泉町梅ケ根319番地15
債務者　森本　寛実
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８号
愛知県豊田市泉町梅ケ根319番地15
債務者　森本　千鶴
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５４７号
横浜市緑区十日市場町910番地４　コーポアダチＡ棟101号
債務者　三木　奈々
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７２号
神奈川県大和市深見西８丁目５番４号
債務者　梅田　　浩
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部